

鈴木（ひ）委員

私からは素朴な質問を何点かやらせていただいております。

第 1 点ですが、総務局から頂いた報告資料の中の 2 番と 3 番。市町村の広域連携に向けた県の取組と住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大、拡充についてです。私は前回の定例会でもネットワークについてお話をさせていただきました。その中で、この二つが県内でどんどんいろいろなシステムがつくられていくのはいいんですけども、ところが基本的に住民基本台帳そのものの中に条例を拡充していきながら、住基ネットの更なる活用を図るというふうに 3 番の方では書いてある。ところが 2 番の方では広域連携に向けて、先般も私は質問をさせていただいて、御答弁いただいたように、市町村で 12 から 14 の組合でもってそういうシステムをつくりましたと。どう考えてみたら、これから県が住基ネットをしっかりと進めていこうよと言っている中で、わざわざこれと同じような形の 12 から 14 というような組合をつくるということが一つ。

二つ目は、例えば自治体の共同運営システム、ここにおいては、実際に例えば電子入札の問題とか、それとかまた施設の予約状況、これはほぼ横浜市等も入るようになって、システム的には全部つながっていますよ。要はいろいろなシステムが一杯あるけれども、今度、これに私なんかは例えば静岡等々にこれからまた行って見てくるんですが、被災者の避難システムというようなものがこれにかぶさったら、一体幾つのシステムになるんだろうと私は思っているわけですよ。

実際には自治体の共同運営システムなんていうのは何億円という金を出して運営をしている。こういう状況下の中で、住民基本台帳、そしてこのところに出てきている市町村の広域連携というところに向けた 12 から 14 の組合とこのシステム。こういう整合性というのは、誰がどこでこういうふうにとっているのかなど私は思って、素朴な疑問なんですけれども、そういうのを聞きしてみたいなと思ったんですけれども。

まずは最初、市町村行政課長の前回全てのシステムが独立していらっしゃるとおっしゃっていたから、それは私、分かりました。ところが、私の単純な考えであのとき質問したのは、住基ネットとどこかつなげていけば、それはできればですよ、当然セキュリティのこととはまた別として、将来的に神奈川県がこれに向かっていく方向になったら、何かの原理原則というのがきちっとなかったならば、このまま広げていっていいんだろうかという私は思いがあるんですけれども、感想なり、また御意見があったら聞かせていただけますか。

市町村行政課長

住民基本台帳ネットワークを再度御説明させていただきますと、市町村が備えなければいけない住民基本台帳、この中には御本人の住所、氏名、性別、生年月日の他にも世帯主のお名前とか、続柄とか、年金、様々な情報がございませう。このうち住所、氏名、生年月日、年齢といった 4 情報、それから当時話題になりました 11 桁の住民票コード、この部分のみをネットワーク上で全国の

都道府縣市町村が結ぶ。これによって、従来住民の方々が、自分は間違いなく本人であるということ役所に住民票の写しをもらうことによって、それを手にすることによって証明していた。こういった住民を通じて証明していた手続を行政機関が自ら利用することによって直接確認できる。つまりここで言うシステムというのは、ハード的なシステムというよりも、ソフト的なシステムというイメージでよろしいかと思うのですが、それで、この構築主体は国でございます。平成14年8月に第一次稼働されて、国がつくったものでございます。

一方、今回広域連携というカテゴリの中で御報告させていただいた町村の情報システムは、今のような個別のものをネットワーク上でというよりも、むしろその情報をつかさどるシステム、それが市町村で微妙に仕様が違って、法改正ごとに微修正をする。それはそれぞれの市町村がお金を出してやる。これは無駄でしょう。であればみんなで一つのハード的なシステムをつくって、そこで様々な情報処理をしていけばいいでしょうと、こういう広域連携の取組で行ったということでございますので、同じシステムという言葉を使っておりますが、14町村が、全町村が参加したものは、どちらかという各町村が今まで控えとして持っていたものをクラウドで共用する。住民基本台帳ネットワークシステムはネットワークというシステムの中に基本4情報と住民票コードの情報を流して、それを行政が利用することによって本人確認が容易になるということで、先般、根本から違いますというふうに御説明をさせていただいたつもりでございます。

鈴木委員

そのとおりだと思います。僕は課長、なぜここでしつこく聞いているのかというと、住基ネットはそれで分かりました。だけど基本的には住基ネットについてはこれからまた拡充を図っていく。例えばここの中で出てきている藤沢等ともひっくるめたパスポート等と、大きな大きな課題を背負っている。これはある意味で住基ネットをしっかりつくっていかなければいけない。また11桁をしっかり調べていってつくらなければいけない。これは分かります。ところが私はハードの話をしているのではないんです。ソフトの話の中の、要するにネットワークという中で言ったんだから、現実には神奈川県としても今言った情報企画課のところでもって、要するに共同の運営システムとって年間大変なお金をかけて持っていらっしゃるわけじゃないですか。

今、課長がおっしゃったとおり、全部外字等もひっくるめて、渡辺なら、なべという字が何種類もある。これを全部そろえなければならない作業というのは、国レベルでも大変な問題になっている。後で私も意見書を出すんですけどね。ところが、そういう一つの何らかの形でもってクラウドとして県として持っているものがあるのであるならば、どうしてそことの接続というもの、また協議会なりというのは、広域連携とあなた方がおっしゃるのであるならば、そういう場というようなものを逆にしっかり持って進んでいくというのが筋ではないのかというふうに私は言いたいということなんです。どうでしょうか。

市町村行政課長

委員おっしゃるとおり究極の姿というのは、全国都道府県自治体が全て一つのシステムでもって情報処理していくというのが究極の姿だと思います。とこ

ろが行政の仕組みというものを考えますと、基本は一つの市町村が全て台帳という形で、書籍でもって管理しなさいという歴史的な経過がございます。そうした中で委員御指摘のように、とりあえず一足飛びで県がイニシアチブをとって市町村とともにシステム化を進めるというのは理想の姿ではあるかと思えますけれども、今回はまずは財政的負担を感じている町村が、首長の議論の中で、まずは町村でやっ払いこうよという形でございますので、今、クラウドという話の中で、将来的にはできるだけ一元化という方向には働くと思いますが、やはり現実的に一足飛びにそこに行くにはやっぱり幾つかの段階を踏まなければいけない。そうした中で、この町村の取組というのは全国的にも初の取組と言われておりますので、まずはその取組の先べんをつけたものということで、広域連携のモデル的なケースとして私どもは評価しております。

また、これは情報システムの関連もでございますので、私の口からというのも何ではございますけれども、先般も御答弁申し上げたとおり、今回、町村が共同化しようとした事務については、町村固有の事務について共同化していきましょうということで、そのシステムに県が乗るということについては、ややこよと壁があるのかなという気がいたします。

しかしながら、県と市町村が今まで電子自治体ということで共同でやってきた、そのカテゴリーの中にこれを溶け込ませれば、もっと行革効果が出たのではないかという御指摘も当てはまるものがあるのかなというのが率直な印象でございます。

今後、ひょっとしたら県内市町村、特に小規模な市がこの町村の情報システムに私もまぜてほしいというような動きですとか、そういったものが出てくるかしれません。そうした中で私どもも情報セクションと連携をさせていただきながら、こういったツールもあるとか、あるいは市が共同で連携していこうとする場合に、町村はもう既にできていますから、そこに乗るということはどうですかといったようなことで、私どもの方で若干の調整をしていくということは可能でしょうから、今の委員の御指摘なども踏まえながら、対応できる範囲で検討して、対応してまいりたいと考えております。

鈴木委員

とても有能な答弁をありがとうございます。私が言っていることというのは、本当に実際にこれだけのお金をかけて自治体の共同運営システムをつくるのに、広く市町村につなげていこうというものがなかったならば、これは大変なお金の無駄ですよ、正直申し上げます。システムとして実際にクラウドとしてありながら、大変なお金をかけて持っているわけだから。私も当初この共同運営システムって、かなり活用ができていたんだと思ったんです、私自身はね。ところがよく調べてみたら、ほんの僅かしか使っていないものの中に年間大変なお金をかけて、この前の答弁から言うと、県庁の職員の方も常駐されていらっしゃるということであるのであれば、これはもう、例えば市町村行政課、情報企画課だけじゃなくて、県庁全体としてしっかりとした方向性を私は持つていくべきではないかというふうに思っていますので、そういうところをもう一度また御検討いただくことを今日は御要望させていただきたいというふうに思います。

じゃ、続きまして知恵袋会議について聞かせてください。

この設置目的の中に専門家や有識者など英知を結集することを目的としてと書いてあるんですけども、具体的に何をしますか。

総合政策課長

具体的に申し上げますと、いのち輝くマグネット神奈川の実現に向けまして、各分野の専門家、あるいは有識者、あと県民の皆さんの知恵を総結集して県民総力戦で取組を進めていくということで、対話の広場とともに連携するような形で設置させていただいたということでございます。

鈴木委員

そうでなくて、私が言っているのは、ホームページを見させていただきました。ところがそういう中をよく見てみると、この中で20名とおっしゃるけれども、実際には3分の1の方が欠席されていらっしゃる。その中でいろいろな御意見、当然名立たる方々ですから、やっぱり立派な御意見を言っているわけですけども、単刀直入に議題の第2回の知恵袋会議の中に出た主な意見という中においては、例えば自殺という問題をテーマにした場合ですけども、議会からとか、または関係のいろいろな諸団体からとか、いろいろな意見が今までも過去に出ているわけですよ。それをやるかどうかというのは別な話で、私も自殺予防情報センターを提唱させていただいて運営を始めていただきました。私、この中で見ていて、いろいろな御意見を頂くことは大変大事なことなんだけれども、それをどのような形にもって行って、それがどこに反映されたかというものが、要するにそういう道筋がなくていいのかなという思いが私なんですけれども、その点どうですか。

総合政策課長

委員御指摘のとおり自殺の問題につきましては、これまでも様々な場所に取り上げられ、また議論が重ねられてきたところでございます。今回、知恵袋会議につきましては、まず第1回目の会議におきまして、知事が提唱するいのち輝くマグネット神奈川の実現に向けまして、今、社会全体の中で特に何が問題になっているかということを委員の方々それぞれの御見識の下で議論を進めていただきました。

そうした中で特に自殺という問題、これは様々世間の中で議論されていることは委員御指摘のとおりでございますけれども、ここに特に黒岩県政としてスポットを当ててここの議論を進めていった方がいいのではないかというような議論の進め方の中でテーマになったというような形で私ども承知してございます。

鈴木委員

いやいや課長、私が言っているのはそういう意味じゃなくて、これだけ名立たる方がいらっしゃるって、提言は私が見た限りではそんなになかったような気がしますが、御意見を述べられる。それを一つまとめるというのが、ここには報告書等々には出さないと書いてあるけれども、そういうもの、例えば出てきたものを何らかの形でまとめるなり、また一つの形にするというのがなかったならば、これは失礼ですけども、出てきた方々に言い放しでもって、次はこういうテーマですというのも大変失礼じゃないですか。

総合政策課長

当会議につきましては懇話会として設置されてございます。審議会と異なりまして報告ですとか、答申ですとか、そういったもろもろのものが出せないというような状況がございます。そこで得られた議論の内容につきましては、まず知事が一義的に受け止めさせていただいて、それは各部局の方で政策的な検討を重ねまして、それで県政の検討が必要なものについては施策として実現を図っていくというような段取りで考えているところでございます。

鈴木委員

例えばこの自殺という問題一つについて見ても、私は論議というんですか、こんな言い方が乱暴だったら許していただきたいんですけども、多くの県民の方々やまたいろいろな書籍が出ていて、またいろいろなメディアもいろいろなお話もされていらっしゃる中に、僕は本当に例えば自殺というテーマ一つにしてみても、ある意味では実行あるのみという、例えば鬱の患者の方はこうなる、だったら県としてこうしようというようなものというのは、こんな言い方失礼ですけども、有識者のお話を聞いたということよりも、それをいかに実現していくのかということ、例えば議会等々の中でもいろいろな提言を私たちもしているわけでございますよね。そうすると、知恵袋会議そのもの自体と、私は否定はしませんけれども、これだけ名立たる方々がいらしてこういう発言があるのであるならば、それがやっぱり何らかの施策としてしっかりとした、こういうところにより積極的に反映させていかなければならないと一言お話をさせていただいたところでございます。

最後に2点だけ確認させてください。

じかに私も聞いたわけじゃないんで、新聞で黒岩知事から4年間で200万戸分についての修正というか撤回というのが出されたというふうに新聞で読ませていただきました。その中で、スマートエネルギー構想の中で太陽光発電が4年間で55万戸分というふうにされているわけですけども、これが実際にこのことについて、うちの会派の小野寺議員が代表質問でさせていただいて、答弁ではパネルの一括発注でコスト低下につなげて自己負担ゼロでパネルを設置できる道筋が見えていたとおっしゃっていました。

それで、国や自治体の補助金が前提の話だと思えますけれども、県の補助金というのはキロワット当たり1.5万円、1件当たり上限5.2万円と見ているんですけども、これが全て税金の中で一般財源で充てられるのか、それとも県債なのかちょっとお聞きしたいんですけども。

予算調整課長

この事業につきましては県債は充当できませんので、一般財源を財源としております。

鈴木委員

一言だけ要望だけお願いしたいと思います。

上限の5.2万円、これは約3年間で55万戸となると約286億円ぐらいのお金になるんですよ。こんなお金って、本当出てくるのかなというような思いを私しておりまして、今後また、いのち輝くマグネット神奈川と言われているわけだから、これからまた福祉だ、やれ今度は災害対策だ、どんどんお金が出てい

くわけですよね。その中でもってざっくり言うと約 300 億円近い、これが例えばパネルが下がる、それとか大型のところにパネルを設置等々となって、これが例えば半分になったとしたって大変なお金だと私は思うんです。そういう意味ではある意味で、私もじかにお聞きしたわけではないわけですから、新聞報道で知った限りですけども、どうかもう一度財源という問題等々についても黒岩知事がしっかりまたその財源について確固とした確証を持って進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。